

固定資産税・登録免許税・不動産取得税・印紙税 軽減措置等の延長

1. 改正のポイント

(1) 内容

税目	制度	内容
固定資産税	新築住宅に係る固定資産税の減額措置 〓 新築住宅にかかる固定資産税が、3年間(3階建て以上の耐火建築物等は5年間)に限り、2分の1に減額される制度	適用期限を2年間(2026(令和8)年3月31日まで)延長する
	新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置 〓 認定長期優良住宅である新築住宅にかかる固定資産税が、5年間(3階建て以上の耐火建築物等は7年間)に限り、2分の1に減額される制度	
	耐震改修等を行った一定の住宅に係る固定資産税の減額措置 〓 一定の耐震改修等を行った場合、一定の要件を満たすと翌年度分の固定資産税が2分の1に減額される制度	
登録免許税	一般住宅、特定認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、特定増改築等がされた住宅に対する軽減措置 【所有権の保存】 一般住宅 0.15%(本則0.40%) 特定認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅 0.10%(本則0.40%) 【所有権の移転】 一般住宅 0.30%(本則2.0%) 特定認定長期優良住宅(一戸建て以外) 0.10%(本則2.0%) 特定認定長期優良住宅(一戸建て) 0.20%(本則2.0%) 認定低炭素住宅 0.10%(本則2.0%) 特定増改築等がされた住宅 0.10%(本則2.0%) 【抵当権の設定】 住宅取得資金の貸付け等 0.10%(本則0.40%)	適用期限を3年間(2027(令和9)年3月31日まで)延長する

1. 改正のポイント

(1) 内容

税目	制度	内容		
不動産取得税	宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置	適用期限を3年間(2027(令和9)年3月31日まで)延長する		
	住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%とする特例措置	適用期限を3年間(2027(令和9)年3月31日まで)延長する		
	新築住宅特例適用住宅用土地に係る減額措置における、土地取得後の住宅新築までの経過年数を3年以内に緩和する特例措置 └ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税から一定の金額を減額する措置における、土地取得後から住宅建築までの期間の経過年数要件を緩和する制度	適用期限を2年間(2026(令和8)年3月31日まで)延長する		
	新築の認定長期優良住宅に係る課税標準から1,300万円を控除する特例措置	適用期限を2年間(2026(令和8)年3月31日まで)延長する		
印紙税	不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置		適用期限を3年間(2027(令和9)年3月31日まで)延長する	
	契約金額	本則		軽減措置後
	1万円未満	非課税		非課税
	10万円以下	200円		200円
	50万円以下	400円		200円
	100万円以下	1,000円		500円
	500万円以下	2,000円		1,000円
	1,000万円以下	10,000円		5,000円
	5,000万円以下	20,000円		10,000円
	1億円以下	60,000円		30,000円
	5億円以下	100,000円		60,000円
	10億円以下	200,000円		160,000円
	50億円以下	400,000円		320,000円
	50億円超	600,000円		480,000円
金額の記載がないもの	200円	200円		